

わがふるさと『元田集』

—元田部落の共有地—

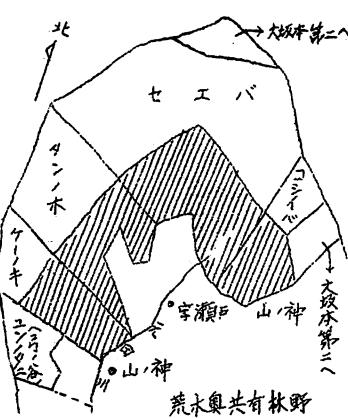
会員 市野瀬 仁

一共有林野

元田部落に保存されている書類の中で、最も重要なものが二つある。

一つはその表紙右肩に赤で「重要綴」とあり、中央に「元田共有山、神名綱帳、並ニ領書登記証綴」と筆で書かれたものである。いま一つは、左肩に「重要帳」と赤で書かれ、「大正十年四八月改、元田共有林臺帳並ニ規約書」とあり、はずれも左下に「元田組合位長保管」とあるのがこれである。

後者の綴は、前者の方を要約した写しとなっているので、その要点を抜萃して地図と照らし合せてみよう。



④ 荒木奥字瀬戸山、神
コノ歴史、古代ヨリ元田共有林
トシテ名目ヲ備ヘ、当時ヨリコ
ノ名義ニキ景定義達シオル
モノナリ。

以下
戸主の名前が四十九名記され、証人は勿論、壳主も市野瀬源一殿として含まれているのが注目される。この地番は兒玉輝蕃の前田で、明治三十年につくられた国道（三十六号線）以前の道路から、現在の堤防に至る間であるが、文書では字セイバ口ノ内タンノ木とあるので、どうもおかしい。これらは一九〇〇代の番地のままである。所々山にまちがいだが、番地が合わないものである。但

② 荒木奥字セイバ口小字カイノ木河林（以下略）
③ 荒木奥ヨコイ場山、神（以下略）
④ 荒木奥字セイバ走ヶ所（以下略）

⑤ 荒木奥字タシノキ（以下略）

以上であるが、前者の基本台帳の中でも最も古く、明治十九年正月十五日付の、元庄屋市野瀬源一が本村に壳主と女つた記録がある。それを原文のまま示してみよう。

原野壳渡証券

大坂本村千八百拾壳番之内
字セイバグチノ内タンノキ

一 原野壳ヶ所 此地代金拾五円也

右原野殻者名受之分丈ケ永ノ壳渡、代金止ニ受取候延確実也 然ル上ハ是延撫者名受之通上草之義ハ入会且ツ薪烟二代取之節ハ地主所有主ニテ受納可致約束ニテ壳渡約定也依テ永々壳渡証券如件

同 証人 壳主 市野瀬源一
村長 河野 嘉吉
同 証人 売主 市野瀬源一
河野 吾助
市野瀬 宇八

し役場の土地台帳に、明治二十一年作成したものがである。

十九年十月十三日、市野顕宗ほか三十二名。
広さ八畝十五歩。

(注) 前掲地圖で斜線の部分完全な共有地、エノ木・タンノ木、セエバ・コシイバの空白のところは、共有地ではあるが、各戸

分割した分である。

ここで再び荒木與のセイバ口一帯の共有林について、語らねばならないことがある。それは、昭和三十二年、明治・上野・切堀三村の合併問題がおき、實際へ佐長市野瀬善之の時、村人の衆議によって、共有地の上方を各戸に分割することとなつた。その方法はいろいろ論争があり、苦心があつたことと聞いている。

分割した部分は地図上の、ケイノ木・タンノ木・セエバ・エノ木の白い部分である。すでに二十年も過ぎた現在では、主にクヌギが植つておらず、家によつては當時より広くまつたり狭くなつたり、売賣した所もあれば杉の植わつている所もあり、当地とかなりの変化が見られる。その下の方、地図上の斜線の部分其杉が多く残り、部落の主要な共有財産となつてゐる。これら共有林は、荒木や丸橋の林道の達成をはじめ、公民館建設費等として、村の公共事業に役立つてきただことは大きい。こうした事情を知ると、古き人々の足跡をあかく易く記録に残しておくこの仕事の大切さを、しみじみと思う。いうまでもなく、自然の恩恵と村民の知恵と勞苦が、樹木と成長させて来たからである。

二 天神の土地

天神さんについて、弥生町役場の土地台帳によつて、次のように記録されているのを見て、興味をひいた。

(1) 本田の天神

明治三十二年一月十日、太閤小学校松下グ。昭和二



井崎川が造成した寄洲で、官有地と変わったものが三ヶ所ある。

一ヶ所は「上川原」(俗稱「ゴウラ」)で、以前の大間小学校の前、付近一帯の自然堤防となつた地域をさす。明治初年頃の旧道付近で今竹やぶ一帯、左いし夫利用価値もなく、せいぜい竹の子の収穫がある程度である。

今一つは、本田前の井崎川をほさんだ「山ノ下」である。この地は氾濫原で、ほほ一所歩もあり、日田郡大山村の梅栗の里にちなんで、明治百年記念として百本の梅を植えた。ちょうど盛りの頃、花の下をくぐつて現地を歩いてみると、村の観光地にしてははずかしくない景観であった。

仕事好きの村人も、梅の下に集まり一杯傾けながら樂しむ頃も、やってくるのでなく、自然の恩恵と村民の知恵と勞苦が、樹木と成長させて来たからである。

もの、値が安いし、一家の経済の足しにはならなかつたらしい。さて、今から五十年が百年つき、生まれても子供たちがこの梅林を仰ぎ見て、昔を偲び、祖先の遺産として感謝して守ってくれることであろうが、いつまでこの梅林は生きてくれるものだらうか。

もう一ヶ所の寄洲は、本田下となつてゐるが、現在川口なつてゐる。昔日川幅が狭かつたが、河川工事によつて幅が広く整備され、往年の面影は全くない。

以上三ヶ所の寄洲である官有地を、時の住長が某知事に「官有地使用願」を出してゐる。今ここに、上原地共育地の願いを例にとって紹介してみよう。

官有地使用願

南海部郡明治村大字大坂本字上河原地内

井崎川筋 寄洲

一 反 別 式 反式 歩四步

一 使用目的 甘藷栽培

一 使用期間 自昭和年月日 至昭和年月日

一 使用料 金拾起円六錢

住宅及歩二付五円

右の通り使用致度候間、御許可被成下圖面相添此
段奉領候也

南海部郡明治村大字大坂本

荒木与佑外四十一人

代人 荒木与作

大分県知事 田口易之殿

以上の三ヶ所は同年同月、同じ形式で、同じ住長名で願い出ており、測量図と実況図がそれぞれ示されてゐる。

四 水源地と水揚ガポン。

荒木に水源地を設けた二畝二十七歩の土地がある。この地は、荒木正人から昭和三四一年一二月六日付で、村々共地として買上げた小高い場所である。

またこれと関連して、荒木川が井崎川に注ぐ所に、水揚ガボンの箇所があり、ここは官有地となつてゐる。

五 元田公民の敷地

元田公民館の敷地及び道約一畝半は、兒玉輝喜が村に寄附したものと、お互に思いこんで使用している。ただし金ではないにしても、兒玉家には税金もかかることだし、登記してはどうかという話はあるが、いまだに実施していない。こんなところに日本人らしさ、あるいは田舎らしいなれあいの慣習でおさまっているところが、おもしろくさえ感じられる。

以上が、元田部落の共有地のすべてである。

(ハニカムおあり)

解説

新刊 巴の鏡 忠永一郎著 市永一郎著

昭和五十三年三月十八日発行

B5判 三〇九頁 定価一八〇円 (送料二〇〇円)
甚伯史談会事務局 取次 (現物見本到着)

著者及南海部郡米水津村守野浦出身、現在東京都板橋区在住、会社員、佐伯中学校卒業(同生)

本文は毎号執筆寄稿の通り、米水津・蒲江のいわゆる下浦の歴史、傳説を綴り、ぼう太鼓文獻資料を駆使し、正確独創の考証を加えて御手洗一族の活躍を主とめた。中世佐伯水軍の活躍を物語る御土産文小説である。